

コーポレート・ガバナンス に関する基本方針

～ASVによる価値創造を通じた持続的な成長を目指して～

味の素株式会社

2020年6月29日

目次

<p>第1章 はじめに</p> <p>第2章 基本的な考え方</p> <p>第3章 株主・ステークホルダーとの関係</p> <ol style="list-style-type: none">1. 株主総会<ol style="list-style-type: none">(1) 株主総会の位置づけ(2) 当社の取組み2. 株主・投資家との対話3. 資本政策および株主還元策4. 政策保有株式<ol style="list-style-type: none">(1) 保有方針・検証(2) 議決権行使(3) 政策保有株主5. IFRS 適用6. 関連当事者間取引7. 情報開示<ol style="list-style-type: none">(1) 財務情報の開示(2) 迅速かつ公正な開示(3) 開示方法 <p>第4章 取締役会・委員会等</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会<ol style="list-style-type: none">(1) 取締役会の役割(2) 取締役会の構成・多様性2. 役員等指名諮問委員会3. 役員等報酬諮問委員会4. コーポレート・ガバナンス委員会5. 経営基盤検討会6. 社外役員連絡会7. 取締役会・委員会等への支援体制8. 取締役会の実効性評価	<p>第5章 取締役</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役の選解任<ol style="list-style-type: none">(1) 取締役の選任手続き(2) 取締役候補者等の能力要件(3) 取締役の再任・解任(4) 後継者計画2. 報酬<ol style="list-style-type: none">(1) 取締役の報酬に関する基本方針(2) 取締役の報酬の内容等(3) 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合等の決定に関する方針(4) 取締役報酬の決定手続き3. 研修4. 独立性基準 <p>第6章 監査役会・監査役・会計監査人</p> <ol style="list-style-type: none">1. 監査役会<ol style="list-style-type: none">(1) 監査役および監査役会の役割(2) 監査役および監査役会の構成(3) 監査役の選任手続き(4) 監査役監査(5) 監査役会の運営(6) 監査役スタッフ2. 会計監査人 <p>第7章 リスクマネジメント</p> <ol style="list-style-type: none">1. 基本的な考え方2. 内部統制3. 経営会議の下部機構に属する委員会 <p>第8章 コンプライアンス</p> <ol style="list-style-type: none">1. 基本的な考え方2. 内部通報制度 <p>第9章 ダイバーシティの推進</p>
--	---

※ この基本方針の各項目の（CGC 原則〇ー〇）の記載は、東京証券取引所の定めるコーポレートガバナンス・コード（2018年6月版）との対応関係を示しています。

第1章 はじめに

味の素グループは、うま味を通じて粗食をおいしくし、国民の栄養を改善するという創業の志を受け継ぎ、創業以来一貫した、事業を通じて社会価値と経済価値を共創する取り組みにより成長してきました。この取り組みをASV（Ajinomoto Group Shared Value）と称し、これからもこのASVの取り組みによる独自の価値創造を通じた持続的な成長を果たしていくために、コーポレート・ガバナンスの強化に継続して取り組みます。この基本方針は、ASVの進化の土台となる、継続した味の素グループのコーポレート・ガバナンス強化の取り組みを、ステークホルダーの皆様にわかりやすくご理解頂き、対話と連携を深めるための中心となるものであり、取締役会の議論をもとに公表するものです。

第2章 基本的な考え方（CGC原則2-1、2-2、2-3、3-1）

味の素グループは、コーポレート・ガバナンスを、ASVの進化を加速させ、「食と健康の課題解決企業」を実現するための重要な経営基盤の一つと位置づけています。「ステークホルダーの意見を反映させる適切な執行の監督」と「機動的な意思決定と実行」を両立させる、実効的なコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け継続して取り組むとともに、味の素グループ各社およびその役員・従業員が順守すべき考え方と行動のあり方を示した「味の素グループポリシー」（以下、「AGP」という。）を誠実に守り、内部統制システムの整備とその適正な運用に継続して取り組み、ステークホルダーとの対話・連携を深めることが、事業を通じて「21世紀の人類社会の課題」を解決し、持続的に企業価値を高めるASVの土台となるものと考えます。

第3章 株主・ステークホルダーとの関係

1. 株主総会（CGC原則1-1、1-2）

(1) 株主総会の位置づけ

当社は、株主総会を、当社の最高の意思決定機関として、法令・定款に規定された剰余金の処分、取締役・監査役の選解任、定款変更および組織再編等の株主の皆様の利害に重大な影響を与える事項を決定し、取締役が株主の皆様と建設的に対話する機会と位置づけ、株主の皆様に分かりやすい説明を行うとともに、対話に必要な十分な時間を確保することに努めます。

(2) 当社の取り組み

当社は、株主総会において株主の皆様が議決権その他の権利行使を適切に行えるよう以下の取り組みをします。

- 1) 株主総会の開催日は、集中日開催の回避、決算作業および監査に必要な時間の確保、多数の株主の皆様が出席可能な会場の確保を考慮して決定します。
- 2) 株主総会招集通知は、開催日の3週間前までに発送し、発送前に当社のホームページで開示します。
- 3) 株主の皆様が議決権行使環境の向上に向け、インターネットによる議決権行使の機会を株主の皆様へ提供します。
- 4) 機関投資家の議決権行使環境の向上に向け、議決権電子行使プラットフォームに参加します。
- 5) 株主総会招集通知は、英文の要約版を作成して当社ホームページで開示します。

2. 株主・投資家との対話（CGC原則5-1）

当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するため、以下のとおり体制整備を行います。

- 1) IR担当役員を株主との対話全般についての統括責任者とし、経営企画部長、グローバルコミュニケーション部長、法務・コンプライアンス部長、グローバル財務部IRグループ長がこれを補佐します。
- 2) 公表が必要な会社情報を漏れなく、遅滞なく公表できるよう、経営企画、広報、IRの各担当者が月1回、情報連絡会議を開催し、今後の予定や発表準備の状況などを共有します。
- 3) 決算説明会、中期経営計画説明会、事業説明会、ESG説明会その他の説明会を開催するとともに、味の素グループへの理解を深めていただくために個人株主向けの施設見学会や個人投資家向けのIRセミナーを開催します。
- 4) グローバル財務部IRグループは、株主・機関投資家などと対話を行い、これらにより把握した株主・機関投資家らの意見や懸念などを纏め、これを月次報告として経営陣や経営企画、広報の担当者と共有します。
- 5) 株主・投資家との対話に関わる担当者に対して、インサイダー情報の管理に関する教育を実施します。また、役職員が重要な未公表情報に該当する案件に関与する場合は、案件毎に、事前に当該役職員に対して秘密保持誓約書の提出を求めます。

3. 資本政策および株主還元策（CGC原則1-3、5-2）

味の素グループは、「食と健康の課題解決」の実現に向けて、事業構造の変革によるROIC（投下資本利益率）向上と営業キャッシュ・フロー創出力の強化に取り組むとともに、成長投資を重点事業に集中させます。株主還元方針は、長期的に企業価値の最大化を目指す中で、安定的・継続的な株主還元の拡充を推進します。

また、有利子負債による調達、ネットD/Eレシオを適正水準にマネジメントしながら行うことを基本とし、資金効率と資本コストを意識した最適な資本・負債構成を目指します。

4. 政策保有株式（CGC原則1-4）

(1) 保有方針・検証

当社は、政策保有株式の保有を段階的に縮減し、必要最小限の保有とします。個別銘柄毎に政策保有株式の保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を毎年取締役会で検証した上で検証の結果を開示します。また、保有が適切でないと判断された銘柄については売却方法の詳細を決定したうえで売却します。

(2) 議決権行使

当社は、長期的な企業価値の向上に資するよう政策保有株式の議決権を行使します。組織再編などにより、株主価値が大きく毀損される事態や社会的な不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じます。

(3) 政策保有株主

当社は、当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどを行わず、売却等を妨げませ

ん。

5. IFRS 適用

当社は、IFRS(国際財務報告基準)を財務報告基準としていますが、AGAP-I (IFRS ベース味の素グループ会計方針)を規定し、味の素グループ全体に適用、同時に経理に関する考え方として「経理に関するグループポリシー」を制定しており、効率的な業務運営とガバナンスの向上をはかります。

6. 関連当事者間取引 (CGC 原則 1-7)

当社の取締役が他社他団体等(完全子会社を除く)の社長等を兼務し、取引の相手方となって当社と取引をする場合など、取締役の競業取引や利益相反取引については、取引内容を示して取締役会の承認を受けます。

また、当社は、大株主との取引について AGP に定める「公正で透明な取引」および「調達に関するグループポリシー」に従い行います。

7. 情報開示 (CGC 原則 3-1)

(1) 財務情報の開示

当社は、財政状態・業績等の財務情報、経営戦略・経営課題、ESG やリスクマネジメントに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うことはもとより、味の素グループが目指す「食と健康の課題解決企業」の実現に向けた、ASV による企業価値向上の道筋を、株主・投資家をはじめとする全てのステークホルダーに理解いただけるよう主体的な情報提供に取り組みます。

(2) 迅速かつ公正な開示

当社は、金融商品取引法、その他の法令および当社の有価証券を上場している金融商品取引所の定める適時開示規則に沿って情報開示を行います。

また、当社は適時開示規則に基づく開示事項に該当しない情報であっても、投資家の投資判断に影響を与えると思われる情報を重要な会社情報とし、迅速かつ公正な情報開示に努めます。

(3) 開示方法

当社は、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム (TDnet) 等およびプレスリリースにて重要な会社情報を開示するとともに、当社のホームページならびにメール配信等にて、当該情報が株主・投資家の皆様に伝達されるよう配慮します。

第4章 取締役会・委員会等

1. 取締役会

(1) 取締役会の役割 (CGC 原則 4-1、4-5)

当社の取締役会は、経営の最高意思決定機関として重要な業務執行の意思決定を行うとともに、取締役・執行役員等の業務執行を監督します。また、ASV を中心とした味の素グループの企業活

動を通じて、ステークホルダー等と共に社会的課題の解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するとともに持続的な企業価値の向上に責任を負います。

(2) 取締役会の構成・多様性 (CGC 原則 4-6、4-7、4-8、4-11)

当社は、「ASV を実現する力」を軸とした能力要件等と、構成員数、社内出身者と社外出身者の割合、業務執行者と非業務執行者の割合、個々の経験、能力、識見、国際性、ジェンダー等の多様性を考慮して、最高経営責任者を含む業務執行を担当する社内取締役、業務執行を担当せずに当社事業の深い理解に基づき業務執行を監督する社内取締役（以下、「非業務執行社内取締役」という。）および独立の立場から客観的に業務執行を監督することができる複数の独立社外取締役により取締役会を構成することを基本方針とします。

また、監督と執行の分離をすすめ取締役会による監督の実効性を高めるため、非業務執行取締役が過半数を占め、独立社外取締役が3分の1以上を占める体制とします。

取締役会の議長は、非業務執行社内取締役の取締役会長が務めます。

2. 役員等指名諮問委員会 (CGC 原則 4-10)

当社は、取締役候補者の指名、取締役会長および取締役社長の選定・解職、代表取締役の選定・解職等を公正かつ適正に行うため、取締役会の任意委員会として役員等指名諮問委員会を設置します。

同委員会は、4名以上7名以内の委員により構成され、委員は取締役会の決議をもって取締役の中から選任されます。

委員の過半数は社外取締役であり、委員長も社外取締役の委員の中から選定されます。委員会での審議内容および結果については、委員長が速やかに取締役会に答申します。

3. 役員等報酬諮問委員会 (CGC 原則 4-10)

当社は、取締役、執行役員および理事等の報酬を、公正かつ適正に決定するため、取締役会の任意委員会として役員等報酬諮問委員会を設置します。

同委員会は、4名以上7名以内の委員により構成され、委員は取締役会の決議をもって取締役の中から選任されます。

委員の過半数は社外取締役であり、委員長も社外取締役の委員の中から選定されます。委員会での審議内容および結果については、委員長が速やかに取締役会に答申します。

4. コーポレート・ガバナンス委員会

当社は、経営の健全性とコーポレート・ガバナンスの維持・向上を図るため、取締役会の任意委員会としてコーポレート・ガバナンス委員会を設置します。

同委員会は、4名以上7名以内の委員により構成され、委員は取締役会の決議をもって取締役または監査役の中から選任されます。

委員の過半数は社外役員であり、委員長も社外役員の委員の中から選定されます。委員会での審議内容および結果については、委員長が速やかに取締役会に答申します。

5. 経営基盤検討会

当社は、グループ経営上の戦略的方向性を定め、グループ横断の経営機能基盤の強化を図るため、取締役会の下部機構として経営基盤検討会を設置します。

同検討会は、取締役社長を含む代表取締役3名および非業務執行社内取締役の計4名により構成され、議長は取締役社長が務めます。検討内容については、議長が取締役に報告します。

6. 社外役員連絡会・筆頭独立社外取締役

当社は、社外取締役と社外監査役間での情報交換および専門分野の相互補完を通じて、業務執行の監督の質的向上を図ることを目的として社外役員連絡会を設置します。

また、ステークホルダーへの対応および業務執行取締役に対する効果的な助言を行う目的で、独立社外取締役の互選により筆頭独立社外取締役を選定します。

7. 取締役会・委員会等への支援体制（CGC原則4-13）

当社の取締役会および各委員会等の効率的かつ実効的な運営を図るため、経営企画部、法務・コンプライアンス部、秘書部および人事部等により構成される各事務局が、調査、資料の準備および日程の調整等を支援します。また、適時かつ適切な情報共有を図るため、事務局間で連携します。

8. 取締役会の実効性評価（CGC原則4-11）

当社は、適切かつ機動的な意思決定と業務執行の監督を行うことのできる取締役会を目指し、全取締役および全監査役による自己評価アンケートと外部弁護士による分析ならびに取締役会における結果検証をもって、取締役会の実効性に関する分析・評価を行います。

また、実効性評価の結果を踏まえ、取締役会で議論を行い、見出された課題に対して、改善のための取り組みを設定し、実行します。これらを通じて、取締役会の実効性の向上と、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めます。

第5章 取締役

1. 取締役の選解任（CGC原則3-1、4-3）

(1) 取締役の選任手続き

当社の取締役は、役員等指名諮問委員会の答申に基づき取締役会で取締役候補者を決定し、株主総会の決議により選任されます。

取締役会長および取締役社長ならびに代表取締役の選定は、役員等指名諮問委員会の答申に基づき取締役会の決議により選定されます。

(2) 取締役候補者等の能力要件

取締役候補者および最高経営責任者を含む経営陣幹部の選定にあたっては、役員等指名諮問委員会における討議を踏まえ、次の能力要件等（以下、「ASVを実現する力」を軸とした能力要件等」という。）を取締役会で定めます。

- ① ASVを実現する力
- ② グローバルトップ10クラスを実現する力
- ③ マーケットを創出する力

④ 持続的な成長を実現する力

(3) 取締役の再任・解任

取締役の再任にあたっては、役員等指名諮問委員会は、「ASV を実現する力」を軸とした能力要件等に加え、業績評価等を反映した実質的な議論を行います。

また、取締役の解任議案および経営陣幹部の解職の検討にあたっては、取締役会が、必要により役員等指名諮問委員会の審議または第三者委員会による調査などを踏まえ、総合的に判断します。

(4) 後継者計画（CGC 原則 4-1）

役員等指名諮問委員会は、取締役会の諮問に基づき、将来の最高経営責任者候補者について取締役会に答申するとともに、後継者計画を策定し、その運用について確認・助言を行います。

2. 報酬（CGC 原則 3-1、4-2）

(1) 取締役の報酬に関する基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、次のとおりとします。

- 1) AGP に沿って、企業価値の中長期的な拡大につながるものであること
- 2) 市場水準と比較して十分な競争力のある報酬水準であること
- 3) ステークホルダーに対して、説明可能な内容であり、透明なプロセスを経て決定すること

(2) 取締役の報酬の内容等

1) 社外取締役を除く取締役の報酬の内容

社外取締役を除く取締役の報酬は、月額報酬、短期業績連動報酬および中期業績連動型株式報酬により構成され、その内容は以下のとおりとします。

(a) 月額報酬

月額報酬は、企業の成長を牽引するための資質や能力を十分に発揮し、かつ職責に応えるための基本報酬として金銭で支払うものとし、外部機関の調査結果を参考に役位別に報酬額を設定します。

(b) 短期業績連動報酬

短期業績連動報酬は、単年度の業績目標の着実な達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして、事業年度終了後に支払われる金銭報酬とします。

年度決算の主要な指標である売上高、事業利益および親会社の所有者に帰属する当期利益（いずれも連結ベース）を評価指標とします。

(c) 中期業績連動型株式報酬

中期業績連動型株式報酬は、味の素グループの中長期にわたる持続的な業績向上と企業価値の増大を目的とし、ROIC（投下資本利益率）達成率（連結ベース）、重点事業売上高達成率（連結ベース）、相対 TSR（株主総利回り）、従業員エンゲージメントおよび ESG 目標を評価指標とします。

2) 社外取締役の報酬の内容

社外取締役の報酬は月額報酬のみとし、役員等報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で個

別に報酬額を決定します。

(3) 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合等の決定に関する方針

1) 報酬水準の方針

社外取締役を除く取締役の報酬水準および報酬総額に占める割合は、外部機関の調査結果に基づく日本の大手企業の役員の報酬水準の75パーセンタイル（上位25%水準）を基準とします。

2) 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合

月額報酬、短期業績連動報酬および中期業績連動型株式報酬の支給割合は、業績目標の標準達成時に概ね50:36:14(年換算)となりますが、業績により以下のように変動します。

(a) 中期業績連動型株式報酬が支給される事業年度における報酬総額に占める短期業績連動報酬および中期業績連動型株式報酬の支給割合は、最低の0%から最高の約72%の間で変動します。

(b) 中期業績連動型株式報酬の支給がない事業年度における報酬総額に占める短期業績連動報酬の支給割合は、最低の0%から最高の約52%の間で変動します。

(4) 取締役報酬の決定手続き

当社の取締役会は、役員等報酬諮問委員会より、取締役の報酬に関する方針・制度、報酬の基準・額、報酬内規の制定・改廃、業績評価等に関する事項の答申を受け、各取締役の報酬額を決定します。

3. 研修（CGC原則4-14）

当社は、社内出身の取締役に対して自己研鑽に必要な支援を行います。また、毎年、外部の有識者を招いて意見交換を行うほか、取締役・執行役員全員参加の役員研修を行い、経営テーマについて発表して経営課題を共有し、その解決に取り組みます。

社外取締役に対しては、味の素グループについて更なる理解を得られるよう、当社各部門から事業・業務内容等の説明を行い、主要事業所を視察する機会を設けます。

4. 独立性基準（CGC原則4-9）

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれにも該当してはならないこととします。

- 1) 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- 2) 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- 3) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- 4) 最近1年間において、1)から3)までのいずれかに該当していた者
- 5) 次の(a)から(c)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
(a) 1)から4)までに掲げる者

- (b) 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）
- (c) 最近1年間において、(b)または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社から受けた者をいうこととします。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社に行った者をいうこととします。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外にその者の売上高または総収入金額の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社から得ていることをいうこととします。

第6章 監査役・監査役会・会計監査人

1. 監査役および監査役会（CGC原則4-4）

(1) 監査役および監査役会の役割

当社の監査役および監査役会は、株主に対する受託責任を認識し、当社や株主共同の利益のために独立客観的な立場において取締役の職務の執行の監査をはじめとする業務監査・会計監査を行います。

(2) 監査役および監査役会の構成

当社の監査役および監査役会は、財務・会計に関する相当知識を有する者を含め、定款の定めに従い、5名以内とします。

(3) 監査役を選任手続き

監査役候補者の選定は、味の素グループの健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを基本方針として監査役会が行い、株主総会の監査役選任議案は監査役会の請求により提出されます。

監査役候補者のうち最低1名は、財務および会計に関して相当程度の知見を有する者を含めることとし、社外監査役候補者については、法律もしくは会計に関する高度な専門性または企業経営に関する高い見識を有することを基軸に3名を選定することとします。

(4) 監査役監査

当社の監査役は、その役割・責務を果たすため、経営全般の見地から経営課題について認識を深め、日ごろから取締役や経営陣と意思疎通を図り情報を収集するとともに、内部監査部門である監査部および会計監査人と緊密な連携をし、分担して当社各部門の監査を実施します。また、国内外グループ会社の中から重要性およびリスク・アプローチに基づいて対象会社を選定し往査を実施します。さらに、国内グループ会社の常勤監査役により構成されるグループ常勤監査役会

議やグループ会社の監査役等との連携を通して、グループ会社管理の監査を行います。

(5) 監査役会の運営

当社の監査役会は、法令、定款および監査役会規程の定めるところにより、監査方針、監査計画・職務分担、監査役会の監査報告の作成等の監査に係る重要事項について決議、協議を行うとともに、必要に応じ各監査役並びに取締役または使用人から報告を受けます。また、その職務を適切に遂行するため、取締役および経営陣との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めます。

(6) 監査役スタッフ

当社の監査役会は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置するとともに、適正な知識、能力を有する専任のスタッフを配置し、実効性を高めます。当該スタッフの人事評価、異動、懲戒処分等については、監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立を高め、監査役の指示の実効性を確保します。

2. 会計監査人（CGC 原則 3-2）

当社の監査役会は、会計監査人の独立性・専門性、会計監査人による監査活動の適切性・妥当性を評価項目とし、経営・執行部門からの報告および会計監査人との日常コミュニケーションや監査計画・監査結果報告の聴取等により、会計監査人を適切に評価し、会計監査人候補を適切に選任します。

会計監査人による監査業務は、公認会計士たる業務執行社員および公認会計士その他の補助者により実施されます。

当社は、会計監査人が計算書類等の監査を行うことをもって株主の当社経営への信頼性および透明性の確保のための重要な役割を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切に協働します。

第7章 リスクマネジメント（CGC 原則 4-3）

1. 基本的な考え方

当社は、「全社経営レベルのリスクと機会」を選定・抽出し、その影響度合いを評価したうえで、対応することをリスクマネジメントと定義し、本章3.に記載の委員会を経営会議の下部機構として設置し、内部統制・リスク管理の強化に取り組みます。

「全社経営レベルのリスクと機会」とは、味の素グループの事業活動、事業戦略、商品、資産、信用（役員・従業員など個人に関するものであっても、味の素グループに多大な影響があると判断されるものを含む）および役員・従業員の生命・身体に関する重大な損害その他味の素グループの企業価値に影響を及ぼすおそれのある要因であって、まだ顕在化していないもののうち、経営がイニシアチブを持って対処すべきものを指し、気候変動、社会課題、技術革新に関わるものを含みます。

2. 内部統制

当社は、内部統制を経営の重要課題と位置づけ、取締役会において「内部統制システムに関する

基本方針」を決議し、内部統制システムの整備・充実に取り組みます。内部統制システムの運用状況とその有効性については、毎年内部統制有効性検証会議において検証し、その検証結果を取締役に報告します。

3. 経営会議の下部機構に属する委員会

当社は、経営会議の下部機構として、以下の委員会を設置します。

1) 企業行動委員会

AGP を周知徹底し、AGP に則った経営、企業活動が行われているかをチェックし、課題への対策を実施するほか、全社経営レベル以外のリスクおよび顕在化した危機に対応するため、マニュアル類を整備し、業務運営組織に事業継続計画を作成させ、危機管理訓練等により準備状況の把握・点検を行います。

2) 経営リスク委員会

グローバル展開を加速する味の素グループが直面する様々なリスクと機会の中で、「全社経営レベルのリスクと機会」を選定・抽出し、その対応策を策定します。

3) 投融資・事業審査委員会

経営会議の審議に先立ち、投融資の内容、不採算事業の再生、不採算事業からの撤退について多面的な検討を実施します。

4) 企業提携等審議会

経営会議の審議に先立ち、M&Aの実施について多面的な検討を実施します。

第8章 コンプライアンス（CGC 原則 4-3）

1. 基本的な考え方

味の素グループにおけるコンプライアンスとは、法令およびAGPを遵守すること、ならびに法令およびAGPの背後にある社会的要請に応えることと捉え、コンプライアンス意識の向上を図り、風通しの良い企業風土を醸成するため企業行動委員会を設置します。同委員会は、四半期ごとの委員会開催の都度、経営会議に対し委員会における審議の内容および委員会の活動状況を取りまとめ報告します。

2. 内部通報制度（CGC 原則 2-5）

味の素グループは、コンプライアンス経営を確かなものとするを目的に、「内部通報に関するグループポリシー」を定め、不正行為の未然防止、早期発見および是正を図るため、内部通報の仕組みを整備し、内部通報窓口として社内外にホットラインを設置します。総務・リスク管理部長は受け付けた内部通報・相談の事実関係の調査を関係先に指示し、是正措置等の対策を策定し、必要に応じて企業行動委員会の審議を経て、これを実施し、その結果を企業行動委員会に報告します。

第9章 ダイバーシティの推進（CGC 原則 2-4）

味の素グループは、世界で働く一人ひとりが、人種・国籍・性別・文化・慣習などを問わず成長して活躍できるよう、人財の属性や価値観の多様性を尊重し、ダイバーシティの向上に努め、ダイバーシティ・人財担当の取締役を選任します。また、ダイバーシティ推進の一環として、より

働きやすい環境づくりに向けた啓発研修等を実施します。

以上